


所管部課	学校教育部 教育総務課、教育指導課	部長	阿部 晴彦	
件名	平成30年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金 交付要綱外3件について		区分	
関係事項	条例規則	学校教育法、生活保護法、東大和市補助金等交付規則		
	部課機関	給食課		
<p>1. 要旨</p> <p>下記要綱について、年度改正（平成29年度を平成30年度）等をして継続施行したい。</p> <p>①平成30年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱（教育総務課）                  ②平成30年度東大和市就学援助費支給要綱（教育総務課）                  ③平成30年度東大和市特別支援教育就学奨励費支給要綱（教育指導課）                  ④平成30年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱（教育指導課）</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>②の就学援助費のうち、新入学学用品費については、平成30年度より新小学1年生（次年度小学1年生、現年長の幼児）及び新中学1年生（現小学6年生）に限り、新入学学用品費を入学前に支給することができるものとしてほしい。ただし、同一の支給対象幼児または児童・生徒に対し、他の市区町村での受給実績を含め、1回のみでの支給としてほしい。</p> <p>④の補助対象経費について、表記の見直しを行い「（1）報償費（2）消耗品費（3）印刷製本費（4）通信運搬費（5）その他市長が必要と認めた経費」と定めたい。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議付議後、制定手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。